

第13回 広島市地域公共交通活性化協議会

日 時：令和4年4月25日（月）10：00～

場 所：JMSアステールプラザ 2階 多目的スタジオ

議 事 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 令和4年度予算について

(2) 広島市中心部における均一運賃の設定等について

① 共同経営計画（案）の概要

（交通事業者7社による均一運賃エリアの拡大、路線バス・電車の同一運賃）

② 広島市利便増進実施計画（案）の概要

（共同経営の取組と合わせて実施する利便増進事業（広島シティパスの改変等））

③ 共同経営に係るバス運賃等の設定

（「協議運賃」によるバス運賃、定期運賃及び乗車企画券の設定）

3 報告事項

広島市地域公共交通計画の改定について

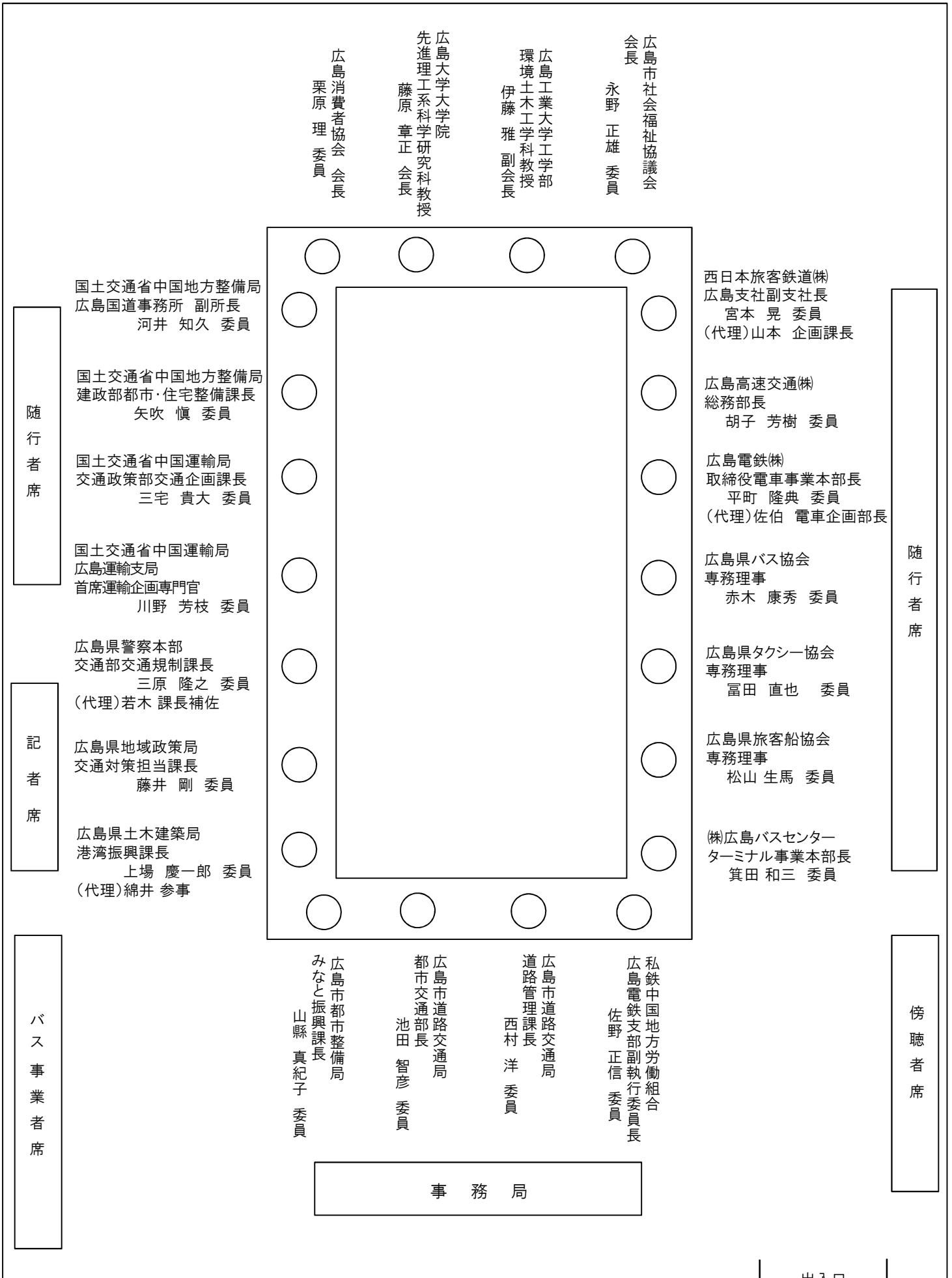
4 その他

5 閉 会

第13回 広島市地域公共交通活性化協議会 配席表

日時：令和4年4月25日(月) 10:00～

場所：JMSアステールプラザ 2階 多目的スタジオ



広島市地域公共交通活性化協議会委員

令和4年4月20日現在

所 属・氏 名		備 考
広島大学大学院先進理工系科学研究科 教授	藤原 章正 ◎	学識経験者
広島工業大学工学部環境土木工学科 教授	伊藤 雅 ○	
広島市道路交通局 都市交通部長	池田 智彦	地方公共団体
西日本旅客鉄道(株)広島支社 副支社長	宮本 晃	公共交通事業者等
広島高速交通(株) 総務部長	胡子 芳樹	
広島電鉄(株) 取締役 電車事業本部長	平町 隆典	
広島県バス協会 専務理事	赤木 康秀	
広島県タクシー協会 専務理事	富田 直也	
広島県旅客船協会 専務理事	松山 生馬	
(株)広島バスセンター ターミナル事業本部長	箕田 和三	
広島国道事務所 副所長	河井 知久	道路管理者
広島市道路交通局 道路管理課長	西村 洋	
広島県土木建築局 港湾振興課長	上場 慶一郎	港湾管理者
広島県警察本部 交通規制課長	三原 隆之	公安委員会
広島市社会福祉協議会 会長	永野 正雄	地域公共交通の利用者
広島消費者協会 会長	栗原 理	
中国地方整備局 都市・住宅整備課長	矢吹 慎	その他の当該地方公共団体が必要と認める者
中国運輸局 交通企画課長	三宅 貴大	
広島運輸支局 首席運輸企画専門官	川野 芳枝	
広島県地域政策局 交通対策担当課長	藤井 剛	
広島市都市整備局 みなと振興課長	山縣 真紀子	
私鉄中国地方労働組合広島電鉄支部 副執行委員長	佐野 正信	

◎：会長 ○：副会長

広島市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 広島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長1人及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 会長及び副会長は、次条の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員は、別表に掲げる団体又は機関等を代表するものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の議決は、委員の全員の賛成をもって行うこととする。ただし、協議会の運営に係る議決で会長が認める場合は、この限りでない。
- 3 会議は公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面審議)

第7条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面審議により、議事を決することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定について準用する。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊

重しなければならない。

(分科会)

- 第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
 - 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財産の管理)

- 第11条 協議会は、国等からの補助を受けて実施する事業(以下「補助事業」という。)により取得した財産の管理について、あらかじめ補助事業の開始前に、協議して定める。

(監査)

- 第12条 監査委員は、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 2 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。
 - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

- 第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

- 第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

- 第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年11月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区 分	団体又は機関等
地方公共団体	広島市
関係する公共交通事業者等	公益社団法人広島県バス協会
	一般社団法人広島県タクシー協会
	西日本旅客鉄道株式会社広島支社
	広島高速交通株式会社
	広島電鉄株式会社
	広島県旅客船協会
	株式会社広島バスセンター
道路管理者	国土交通省中国地方整備局広島国道事務所 広島市道路交通局
港湾管理者	広島県土木建築局
公安委員会	広島県警察
地域公共交通の利用者	地域福祉関係団体等
学識経験者	公共交通に精通した大学教授等
その他の地方公共団体が必要と認める者	国土交通省中国地方整備局建政部 国土交通省中国運輸局交通政策部 国土交通省中国運輸局広島運輸支局 広島県地域政策局 広島市都市整備局

※ 会長が必要と認めるとき、その他の協議会の運営上必要と認められる者として、適宜、委員を加えることができる。

配付資料一覧

【議題】

- 資料 1 令和 4 年度広島市地域公共交通活性化協議会予算について
- 資料 2 広島市中心部における均一運賃の設定に係る共同経営計画（案）の概要
- 資料 3 広島市地域公共交通利便増進実施計画（案）の概要
- 資料 4 『広島市中心部における均一運賃の設定に係る共同経営』に係る
バス運賃等の設定について
- 資料 5 均一運賃の設定に係る今後のスケジュール

《報告資料》

広島市地域公共交通計画（令和 4 年 3 月改定）

《参考資料》

広島市地域公共交通活性化協議会規約（令和 3 年 4 月 1 日改正）

広島市地域公共交通活性化協議会委員名簿（令和 4 年 4 月 2 0 日現在）

令和 4 年度広島市地域公共交通活性化協議会予算について

広島市地域公共交通活性化協議会財務規程第 2 条第 2 項ただし書きにより、下記のとおり予算を調製する。

広島市地域公共交通活性化協議会
会長 藤原 章正

令和 4 年度 予算書

歳入予算の款、項及び目の区分 財務規程 別表第 1 (第 4 条関係)

区分	款	項	目	内容
令和 4 年度	1 負担金 273,000 円	1 負担金 273,000 円	1 負担金 273,000 円	広島市負担金
令和 3 年度	1 負担金 10,130,000 円	1 負担金 10,130,000 円	1 負担金 10,130,000 円	広島市負担金
	2 補助金 5,000,000 円	1 補助金 5,000,000 円	1 補助金 5,000,000 円	地域公共交通 確保維持改善 事業費補助金

歳出予算の款、項及び目の区分 財務規程 別表第 2 (第 4 条関係)

区分	款	項	目	内容
令和 4 年度	1 運営費 273,000 円	1 会議費 215,000 円	1 会議費 215,000 円	謝礼金(学識経 験者、市民代 表)、飲料費
		2 事務費 58,000 円	1 事務費 58,000 円	資料作成経費
令和 3 年度	1 運営費 630,000 円	1 会議費 190,000 円	1 会議費 190,000 円	謝礼金(学識経 験者、市民代 表)、飲料費
		2 事務費 440,000 円	1 事務費 440,000 円	資料作成経費
	2 事業費 14,500,000 円	1 事業費 14,500,000 円	1 事業費 14,500,000 円	委託業務費(基 礎調査)、広島 市負担金の精 算金

1. 申請者

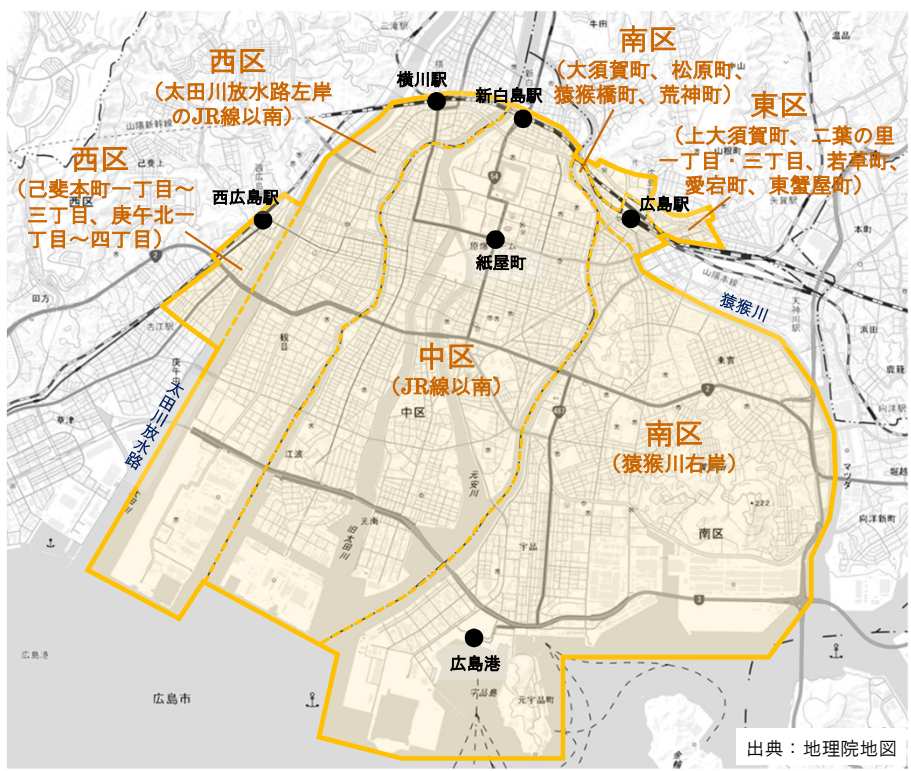
- ・ 広島電鉄株式会社
- ・ 中国ジェイアールバス株式会社
- ・ 広島バス株式会社
- ・ 芸陽バス株式会社
- ・ 広島交通株式会社
- ・ 備北交通株式会社
- ・ エイチ・ディー西広島株式会社

2. 実施期間

共同経営計画が認可された日以降～令和7年3月31日

3. 計画区域

広島市中区・西区・南区・東区の一部



出典：地理院地図

4. 対象路線

計画区域内に乗り入れる申請者の路線バス64路線及び電車7路線(計71路線)

(1) 路線バス

路線	運行会社	路線	運行会社	路線	運行会社
エキまちループ	広島バス	エキまちループ	広島バス	平原線	広島交通
まちのわループ		まちのわループ		七軒茶屋線	
大学病院・旭町線		大学病院・旭町線		大林深川線	
2号線		広島みなと新線		大町線	
3号線		宇品線		雲芸南線	中国ジェイ
4号線		横川線		広浜線	ールバス
5号線		横県線		広島瀬野線	芸陽バス
6号線		吉島線		東雲線	
7号線		草津線		三迫線	備北交通
8号線		旭町線		三次・庄原・東城線	
10号線		中山線		11号線	
12号線		深川・高陽線		14号線	ディー西広
西広島バイパス線(己斐経由)	広島電鉄	東西線	広島交通	17号線	島
西広島バイパス線(市役所経由)		平塚線			
あさひが丘線		翠町線			
吉田線		まちのわループ			
三段峡線		大林線			
豊平・琴谷/今吉田線		桐陽台線			
西風新都線		南原線			
くすの木台線		深川線			
五月・藤の木(高4)線		勝木線			
熊野(広島)線		大畑線			
広島焼山線		上原線			
三次・庄原・東城線		毘沙門台線			
		川内線			
		広島経済大学線			
		山本線			

(2) 電車

路線	運行会社	路線	運行会社
1号線	広島電鉄	6号線	広島電鉄
2号線		7号線	
3号線		8号線	
4号線			
5号線			

広島市中心部における均一運賃の設定に係る共同経営計画(案)の概要

5. 共同経営の内容

実施概要

対象路線のうち、対象区域内で完結する路線バス区間及び電車市内線の運賃を220円均一とすることにより、広島市中心部のデルタ内を運行する路線バスと電車の運賃を同一にする。

(1) 路線バス

広島市中心部の190円均一運賃エリアをデルタ内の南部まで拡大し、220円均一に変更する。

(2) 電車

白島線を除く市内線の運賃を190円均一から220円均一に変更する。

基本的な考え方

◆ 広島市中心部では、主要7社の路線バスと軌道系公共交通である電車（路面電車）を骨格に、面的な公共交通ネットワークが形成されている。このため、広島市地域公共交通計画に目標として掲げる『利用者にとってわかりやすく使いやすい持続可能な公共交通体系の構築』を目指す上では、路線バスと電車を一体的に考えた路線網や運賃、サービスを実現し、将来にわたって公共交通ネットワークを維持していく必要がある。

◆ 一方、人口減少や少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、公共交通全体の利用者が著しく減少しており、交通事業者は厳しい経営状況下に置かれている。さらに、新型コロナウイルスが収束したとしても、利用者が以前の水準に戻ることは考えにくく、将来にわたって公共交通を維持していくことが困難な状況に直面している。

◆ こうしたことから、広島市中心部を運行する交通事業者7社が連携し、デルタ内の路線バスと電車の運賃を同一にすることで、事業者や交通モードの枠を超えた『路線バス・電車共通のサービス』を実現し、デルタ内における移動の利便向上を図るものである。また、収支改善による経営基盤の強化とバリアフリー化の推進等その他の利便向上に係る取組を実施することで、『利用者にとってわかりやすく使いやすい持続可能な公共交通体系の構築』に繋げる。



6. 共同経営の目標

- (1) 基盤的サービス（路線バス）の収益性向上に係る目標
共同経営による運賃収入の増加により、令和6年度には7社の路線バス全体で約175百万円の収支改善を見込む。
- (2) 基盤的サービス（路線バス）の提供の維持に係る目標
原則として共同経営の対象路線に位置付ける路線バスの維持を目標とする。

7. 今後の取組

(1) 運賃施策

『利用者にとってわかりやすく使いやすい持続可能な公共交通体系の構築』の実現に向けた取組として、すべての利用者にとってわかりやすく使いやすい運賃施策について検討を進める。

<検討例> ゾーン運賃

- 中心部から同心円状に複数のゾーンを設け、距離ではなく移動したゾーン数に応じて運賃を加算する『ゾーン運賃』を導入することで、利用者にとってわかりやすく使いやすい運賃設定とする。
- また、事業者や交通モードを問わず『ゾーン運賃』を適用することで、利用者の状況に応じた移動手段の選択を可能にするとともに、事業者や交通モードをまたいで乗継利用する場合の負担軽減を図る。

(2) その他

- バリアフリー化の推進
 - ・低床車両の導入（路線バス：ノンステップバス、電車：超低床車両）
 - ・駅・電停の整備
- カーボンニュートラルに向けた車両の導入
 - ・電気（EV）、次世代の燃料電池（FCV）バス車両の導入
- わかりやすく使いやすい利用環境の整備
 - ・広島市中心部における電停・バス停の統廃合
 - ・バス停のデジタルサイネージ化、電車ロケーション表示器の設置拡大

その他

将来にわたり公共交通の維持を図っていくため、本計画を進めるとともに、行政も参画した新たな事業運営方式（上下分離方式等）の構築を見据えた取組を進めていきたいと考えている。

広島市地域公共交通利便増進実施計画（案）の概要

■ 目的

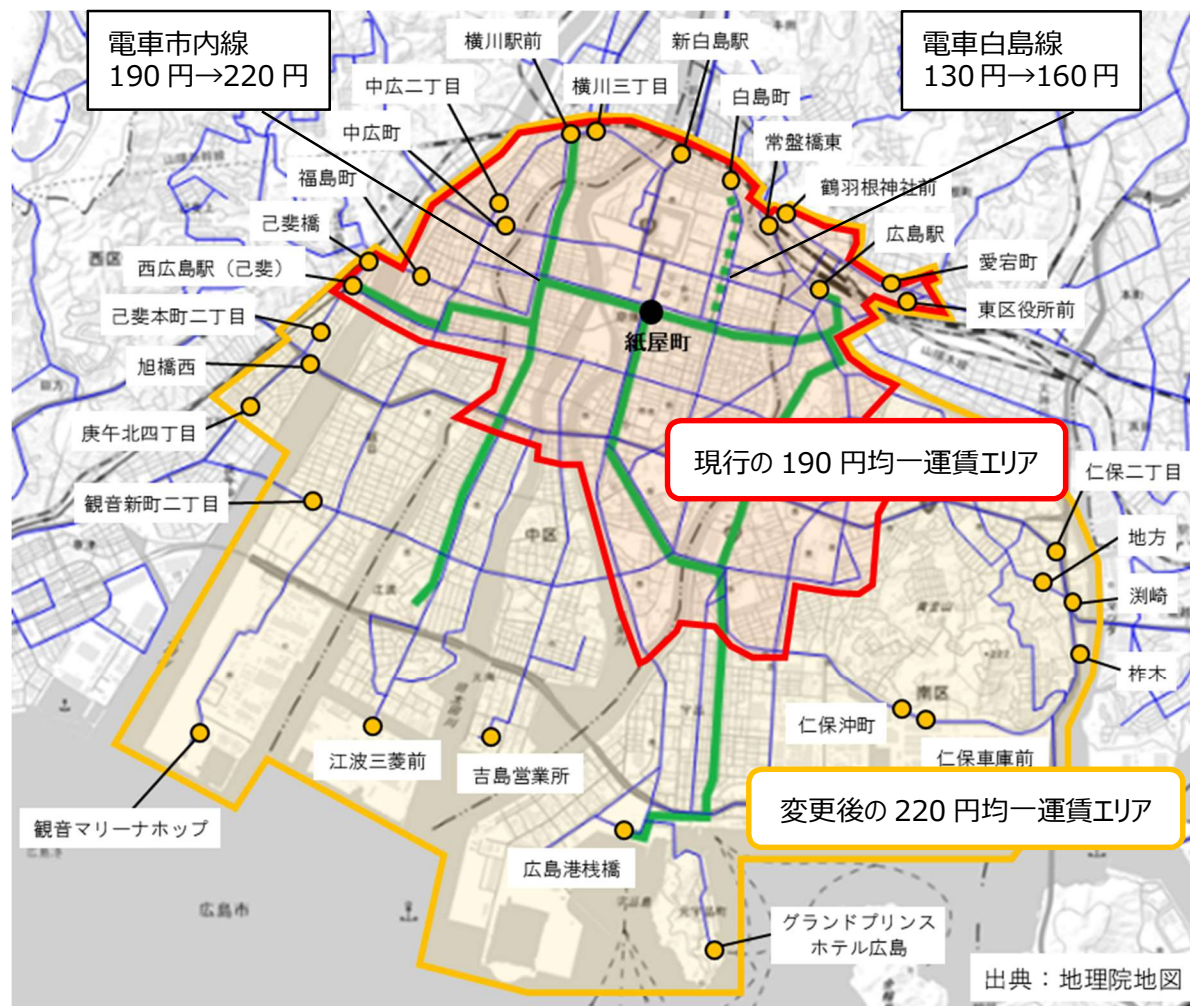
公共交通は、人口減少・少子高齢化の進展や運転者不足の深刻化等により厳しい経営状況下に置かれていることに加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響により利用者が著しく減少しています。さらに、新型コロナウイルスが収束したとしても、利用者が以前の水準に戻ることは考えにくく、将来にわたって公共交通を維持していくことが困難な状況に直面しています。

こうした状況を乗り越えるため、市中心部の交通事業者 7 社により、地域公共交通計画の機能強化策の一つである「わかりやすく使いやすい運賃体系等の構築」につながる取組として、利用者の利便性向上のための「デルタ市街地内の均一運賃エリアの拡大」や「異なる交通モード間での同一運賃の導入」などからなる共同経営の協定が交わされることから、これに合わせて一層の利便性向上に資する乗車券の提供が実施されるよう、市が主体となって利便増進実施計画を策定し、官民の協調により、「利用者にとってわかりやすく使いやすい持続可能な公共交通体系の構築」を進めます。

■ 事業の内容

（1）路線バスと電車の同一運賃化（共同経営による取組）

路線バスの均一運賃エリアを、都心部からデルタ市街地内全域へと拡大するとともに、路線バスと電車の運賃を同一の 220 円とすることで、事業者や交通モードを問わず、状況に応じた移動手段を選択しやすくします。



（2）路線バスと電車の相互利用が可能な乗車券（広島シティパス）の改変

「広島シティパス（均一運賃エリア内の路線バス及び電車を相互に利用可能な乗車券）」の利用可能範囲をデルタ市街地内全体に拡大し、デルタ市街地内の区間定期券の購入者や、定期外の日常的に路線バスや電車を利用する人が、事業者や交通モードを問わず、状況に応じた移動手段を選択しやすくします。

また、学生や障害者・高齢者の負担を軽減するため、新たな割引制度を導入します。

	現 行	改変後
利用可能範囲	190 円均一運賃エリア内の路線バス及び電車市内線	220 円均一運賃エリア内の路線バス及び電車市内線全線
通勤・通学区分	大人（通勤）	大人・小児（通勤・通学）
割引区分	なし	障害者割引、高齢者割引（70 歳以上）
有効期間	1 か月	1・3・6・12 か月
販売金額	大人（通勤） 8,100 円/月	大人（通勤） 8,300 円/月 大人（通学） 6,000 円/月 小児 3,000 円/月 障害者（通勤） 5,810 円/月 障害者（通学） 4,200 円/月 高齢者（70 歳以上） 5,000 円/月

（3）デジタルフリー乗車券の新設

平日の昼間時間帯や土日祝日を対象に、220 円均一運賃エリア内を運行する路線バス及び電車の相互利用が可能なデジタルフリー乗車券を新設します。

これにより、デルタ市街地内の回遊性が向上するほか、普段路線バスや電車を利用する機会が少ない人にも気軽に利用してもらいきっかけづくりとなることなどが期待できます。

利用可能日	利用可能時間帯	販売金額
平日	6 時間有効（10 時～16 時限定）	400 円 小児・障害者は 200 円
土日祝日	6 時間有効（時間帯制限なし）	

■ 事業の実施予定期間

利便増進実施計画が認定された日以降から令和 7 年 3 月 31 日まで

『広島市中心部における均一運賃の設定に係る共同経営』に係るバス運賃等の設定について

『広島市中心部における均一運賃の設定に係る共同経営』に係るバス運賃等の設定に関する概要は以下のとおりである。

1. 運賃等を設定する区域

広島市中区（JR 線以南）、西区（太田川放水路左岸の JR 線以南、己斐本町一丁目～三丁目、庚午北一丁目～四丁目）、南区（猿猴川右岸、大須賀町、松原町、猿猴橋町、荒神町）、東区（上大須賀町、二葉の里一丁目・三丁目、若草町、愛宕町、東蟹屋町）

※共同経営の区域と同一



- 路線バス
- 運賃等を設定する区域（※共同経営の区域と同一）
- 区域の境となるバス停
- 軌道線（市内線）

2. 運賃等を設定するバス路線

以下のバス路線のうち、1. 運賃等を設定する区域内で完結する区間

路線	運行事業者	路線	運行事業者
エキまちループ	広島電鉄	東西線	広島バス
まちのわループ		平塚線	
大学病院・旭町線		翠町線	
2号線		まちのわループ	広島交通
3号線		大林線	
4号線		桐陽台線	
5号線		南原線	
6号線		深川線	
7号線		勝木線	
8号線		大畑線	
10号線		上原線	
12号線		毘沙門台線	
西広島バイパス線（己斐経由）		川内線	
西広島バイパス線（市役所経由）		広島経済大学線	
あさひが丘線		山本線	
吉田線		平原線	
三段峡線		七軒茶屋線	
豊平・琴谷/今吉田線		大林深川線	
西風新都線		大町線	
くすの木台線		雲芸南線	中国ジェイアールバス
五月・藤の木（高4）線		広浜線	芸陽バス
熊野（広島）線		広島瀬野線	
広島焼山線		東雲線	
三次・庄原・東城線		三迫線	エイチ・ディー ー西広島
エキまちループ		11号線	
まちのわループ		14号線	
大学病院・旭町線	17号線		
広島みなと新線			
宇品線			
横川線			
横県線			
吉島線			
草津線			
旭町線			
中山線			
深川・高陽線			
	広島バス		

3. 普通運賃の設定

種類		金額	備考
大人		220 円	12 歳以上（中学生以上）
小児		110 円	6 歳以上 12 歳未満（小学生）
幼児		同伴者 1 人につき 1 人無料 2 人目からは小児運賃 (幼児のみの場合は小児運賃)	1 歳以上 6 歳未満
乳児		無料	1 歳未満
障がい者	大人	110 円	
	小児	60 円	

※深夜バスは倍額

※交通系 IC カード「PASPY」で利用の場合、PASPY 割引を適用

4. 定期運賃及び企画乗車券の設定

(1) 区間定期券

種類		金額（円）			備考
		1 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月	
通勤	大人	9,240	26,330	49,900	
	小児	4,620	13,170	24,950	
	障がい者（大人）	6,470	18,430	34,930	
通学	大人	7,920	22,570	42,770	
	小児	3,960	11,290	21,390	
	障がい者（大人）	5,540	15,800	29,940	

※通学定期券は上記有効期間のほか、端数日数を対象とした定期券あり

※障がい者（小児）は小児定期運賃

(2) 広島シティパス

2. 運賃等を設定するバス路線のうち、1. 運賃等を設定する区域内で完結する区間及び広島電鉄が運行する軌道線（市内線）全線が利用可能な乗車券（PASPY 定期券）

種類		金額（円）				備考
		1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	
通勤	大人	8,300	24,900	49,800	99,600	
	障がい者	5,810	17,430	34,860	69,720	
通学	大人	6,000	18,000	36,000	72,000	
	障がい者	4,200	12,600	25,200	50,400	
小児		3,000	9,000	18,000	36,000	
高齢者		5,000	15,000	30,000	60,000	70歳以上が対象


(3) デジタルフリー乗車券

2. 運賃等を設定するバス路線のうち、1. 運賃等を設定する区域内で完結する区間及び広島電鉄が運行する軌道線（市内線）全線が利用可能なデジタルフリー乗車券（デジタルチケットサービス『MOBIRY（モビリー）』により実施）

種類	利用可能日	利用可能時間帯	金額（円）
平日券	平日	6時間有効（10時～16時限定）	大人：400円
土日祝券	土曜・日曜・祝日	6時間有効（時間帯制限なし）	小児・障がい者：200円

以上

均一運賃の設定に係る今後の流れ（現時点で想定されるスケジュール）

 網掛け部分：議題
